

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育をうけられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

◎支給対象

平成27年7月1日において、次の(1)から(4)の要件を、すべて満たしている方が支給の対象となります。対象者は学校が定める期日内に申請が必要になります。

- (1) 保護者等(親権者全員)の平成27年度の市町村民税所得割額が非課税、又は生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯であること。
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住していること。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること。
- (4) 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等に入学していること。



○ 支給額(返還の必要はありません!)

※国公立高校の場合

世帯区分		支給額	
		通信制以外	通信制
1	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯	32,300円	32,300円
2	市町村民税所得割額非課税世帯	37,400円	36,500円
3	(上記1の場合を除く) 対象生徒が第1子(下記3以外の場合) 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、対象生徒が第2子以降の場合	129,700円	

※通信制の高等学校等に通う高校生等を含め、複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て世帯区分2の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て世帯区分3の単価を用いる。

○ 提出書類

(1) 高校生等が県内の高等学校等に通学の場合

- ① 高校生等奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- ② 課税証明書
(就学支援金制度の関係書類を利用することについて、同意があれば省略可)
- ③ 生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
[生活保護を受給している場合]
- ④ 戸籍抄本又は謄本(受給申請書(様式1-2)の(3)で①以外を選択している場合等)
- ⑤ 健康保険証の写し
(15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑥ 債権者登録申請書(別添様式)
- ⑦ 振込口座の通帳の写し

	生活保護受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が第1子の場合	15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
高校生等奨学のための給付金受給申請書	○	○	○
課税証明書(親権者全員分)	-	△	△
生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書	○		
戸籍抄本又は謄本	-	△	△
健康保険証の写し(兄弟姉妹)			○
債権者登録申請書	○	○	○
振込先口座の通帳の写し	○	○	○

※課税証明書は就学支援金制度の関係書類を利用することについて、同意があれば省略可

○ 問い合わせ先

事務室 担当者 富永・金城 TEL:964-2006

平成27年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金について 【資料6】

高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。

【申請資格】平成27年7月1日(基準日)において、次の要件を満たしている方

要件	(1)高校生等が、平成26年4月1日以降の新生生であること。 (2)保護者等が、沖縄県内に住所を有していること。 (3)高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していない者であること。 (4)保護者等が、生活保護の高等学校等就学費が措置されている者、又は市町村民税所得割を課税されていない者であること。 以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ①他の都道府県から、同種の給付金の給付を受けている者 ②高校生等が7月1日現在休学している場合。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。 ③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行又は特別育成費)の支給対象となっている場合 ※全日制3回、定時制及び通信制は4回を超える給付を受けることはできません。
対象校	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)

【奨学金給付額】

世帯区分	支給額			支給対象経費
①生活保護受給世帯に扶養されている高校生等	通信制以外の高等学校等	国公立	32,300円	授業料以外の教育に必要な経費
		私立	52,600円	
②市町村民税非課税に扶養されている高校生等(①、③の場合は除く)	通信制以外の高等学校等	国公立	37,400円	
		私立	39,800円	
	通信制の高等学校等	国公立	36,500円	
		私立	38,100円	
③市町村民税非課税世帯に扶養されている2人目以降の通信制以外の高等学校に通う高校生等及び、基準日において、当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている者がいる世帯の通信制以外の高等学校に通う高校生等(①、②の場合は除く)	通信制以外の高等学校等	国公立	129,700円	
		私立	138,000円	
	通信制の高等学校等	国公立	36,500円	
		私立	38,100円	

※ 通信制の高等学校等に通う高校生等を含め、複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て世帯区分②の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て世帯区分③の単価を用いる。

【提出書類】

世帯区分	提出書類
共通	・高校生等奨学のための給付金受給申請書 ・債権者登録申請書 ・振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの) ・世帯の市町村民税所得割額が分かる書類(省略可)
①生活保護受給世帯	「生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書または生業扶助の措置状況がわかる証明書
②市町村民税非課税で高校生等が第1子の世帯	
③市町村民税非課税世帯で、基準日において、23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり高校生等が第2子以降の世帯	・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の子を2人以上扶養していることがわかる書類